

航空灯火撤去工事について

舗装工事に先立ち、施工の支障となる「埋込型灯器（舗装に埋設）」と「地上型灯器（地上に突出）」について、一時的に撤去する必要があります。

埋込型灯器は、航空機の走行部分に位置するため、撤去後は不点灯となります。地上型灯器は、従前から航空機の走行等に影響が無い場所にあるため、撤去後に仮設灯火を設置することにより、撤去後も不点灯とはなりません。

撤去対象の航空灯火は、以下のとおりです。

- ・ 滑走路灯（埋込型灯器、地上型灯器）
- ・ 滑走路中心線灯（埋込型灯器）
- ・ 誘導路灯（地上型灯器）
- ・ 誘導路中心線灯（埋込型灯器）



滑走路灯



滑走路中心線灯



誘導路灯



誘導路中心線灯

航空灯火撤去工事の施工状況（1）

○灯火撤去の流れ（滑走路中心線灯）



① 滑走路中心線灯（撤去前）



② コアカッターによる削孔



③ 灯器の取外し



⑥ 滑走路中心線灯（撤去後）



⑤ 舗装復旧



④ 埋戻し前の保護板設置

航空灯火撤去工事の施工状況（２）

○仮設灯火の設置状況（滑走路灯）



① 滑走路灯（撤去前）



② 滑走路灯（撤去後）



③ 仮設灯火の設置

○その他（基台の入替え）



① 開削状況（既設撤去済み）



② コンクリートベース設置
（基台設置のための基礎）



③ 基台の設置状況
（専用の治具を使用し調整）
※設置完了後は舗装復旧

※ 航空灯火は、夜間や悪天候で視界が悪い場合に航空機の航行を援助する重要な施設であり、基台の設置についてはミリ単位での精度管理が求められます。